

利府町スポーツ施設等指定管理者募集の概要について

第1 募集の目的等

町民のスポーツの振興及び普及を図り、心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置している本町のスポーツ施設について、利用者へのサービスの向上及び効果的かつ効率的な施設運営を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び利府町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年利府町条例第13号）の規定に基づき、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する町民ニーズに効果的・効率的に対応できる指定管理者を募集します。

なお、申請に当たっては、サービスの質の向上と管理コストの削減について柔軟に検討し、提案していただくことを期待します。

第2 施設の概要

1 施設所在地及び内容

名 称	所在地	内 容
利府町総合体育館	利府町青山一丁目 57番地2	開設年月 昭和59年10月（サブ平成3年4月） 延床面積 4,605.43 m ² （メイン棟 3,563.58 m ² ・サブ棟 1,041.85 m ² ） 建築面積 4,255.65 m ² （メイン棟 3,172.55 m ² ・サブ棟 1,083.10 m ² ） 構 造 メイン棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 サブ棟：鉄骨造 施設概要 メインアリーナ、武道場、軽運動室、サブアリーナ、講習室1・2、和室大・小、事務室 他 令和7年度実績 利用日数 334日 利用者数 メインアリーナ 37,571人 武道場 4,196人 軽運動室 1,616人 サブアリーナ 9,520人 講習室1・2 5,788人 和室大・小 3,437人
利府町 屋内温水プール	利府町青山一丁目 2番地4	開設年月 平成9年4月 延床面積 3,663.07 m ² 建築面積 2,772.58 m ² 構 造 鉄筋コンクリート造 施設概要 メインプール（25m7コース）、幼児プール、児童用プール、スパプール、ウォータースライダー、採暖室、ダンススタジオ、トレーニング室、事務室 他 令和7年度実績 利用日数 (1) 233日 (2) (3) 306日 利用者数 (1) プール 24,177人 (2) ダンススタジオ 19,643人 (3) トレーニング室 9,898人
利府町中央公園	利府町青山一丁目 地内	開設年月 平成9年4月 敷地面積 120,753 m ² 施設概要

		多目的運動場、野球場、テニスコート 令和7年度実績 利用日数 野球場 314 日 テニスコート 353 日 多目的運動場 347 日 利用者数 野球場 29,123 人 テニスコート 17,983 人 多目的運動場 9,726 人
沢乙北公園	利府町しらかし台 五丁目地内	開設年月 昭和59年3月 敷地面積 77,520.44 m ² 施設概要 野球場、テニスコート 令和7年度実績 利用日数 野球場 306 日 テニスコート 334 日 利用者数 野球場 4,891 人 テニスコート 5,493 人

2 指定管理業務の概要

(1) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

(2) 指定管理者の業務の範囲

- ① 施設全体の管理運営業務
- ② 施設の使用許可申請の受付及び許可並びに利用料金の収受に関する業務
- ③ 使用の制限及び入場の拒否等に関する業務
- ④ 機械設備の操作・日常点検業務
- ⑤ 施設・設備、物品及び敷地の維持管理業務
- ⑥ スポーツ振興事業に関する業務
- ⑦ 任意団体育成及び連携協力事業に関する業務
- ⑧ その他

(3) 管理運営に要する経費

- ・ 人件費
- ・ 施設維持管理（保守点検費、光熱水費、修繕費、備品費、消耗品費等）
- ・ 事業費（教室・大会等）
- ・ その他必要とされる経費

(4) 指定管理料

① 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額は、年額18,528.2万円

（5年間総額92,641万円）

※令和4年度から令和8年度までの指定管理料は、年額13,800万円

（5年間総額69,000万円）

- ② スポーツ振興事業における教室等の事業収入
- ③ 自主事業収入
- ④ 指定管理料の精算

指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。ただし、修繕料及び光熱水費は、実績に基づき町と指定管理者の協議により、精算する場合があります。

第3 町と指定管理者のリスク分担

リスクの種類	内容	負担者	
		利府町	指定管理者
物価変動	人件費・各種購入費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・利用者への対応	周辺地域・利用者との協調		○
	指定管理業務の内容に対する利用者からの要望等		○
	上記以外の事項	協議により定める	
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	広く一般に影響を与える法令の新設、変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
その他の制度変更	施設管理・運営に影響を及ぼす制度変更	○	
	一般的な制度変更		○
需要変動	外的要因による需要変動		○
業務内容の変更	政治・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその他の当該事情による増加経費	協議により定める	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、暴動、感染症その他町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	協議により定める	
許認可等	町が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○

リスクの種類	内容	負担者	
		利府町	指定管理者
施設・設備の損傷	指定管理者として管理を怠ったもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（２００万円未満のもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（２００万円以上のもの）	○	
施設の瑕疵	施設の構造に問題があるもの	○	
事業の中止、延期	町の帰責事由による事業の中止、延期	○	
	指定管理者の帰責事由による事業の中止、延期		○
利用者等への対応	施設の管理運営に関するもの		○
	上記以外のもの	○	
書類の誤り	町が作成した書類に関するもの	○	
	指定管理者が作成した書類に関するもの		○
環境問題	指定管理者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出など）		○
災害等のリスク	自然災害・放火等の不可抗力によるもの	○	
	指定管理者の瑕疵によるもの		○
臨時休館	町の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
第三者への賠償	町の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	指定管理者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(1) この表の事項で疑義のある場合、又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、指定管理者と利府町が協議して決定します。

(2) 管理業務を行う上で、施設、機器の不備又は管理上の瑕疵に起因する事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に参加すること。

第４ 応募に関する事項

１ 申請者の資格

- (1) 宮城県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体（以下「法人等」という。）。
- (2) 宮城県内で当該施設と同等以上の公共スポーツ施設の指定管理運営業務の実績を３年以上（グループ応募の場合においては、グループの代表者または構成員のいず

- れか1者が3年以上の実績を有していれば申請者の資格を満たす）有すること。
- (3) 緊急時（指定管理者の予期せぬ状況）に速やかに応援態勢が図れること。
- (4) 複数の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、代表団体を定めること。
- (5) 申請は、1法人等又は共同事業体につき1件とします。

2 公募選定のスケジュール（予定）

内 容	日 時
募集の告知	令和8年8月3日（月）
募集要項の公表、配布	令和8年8月3日（月）～同月31日（月）
事業者説明会参加申込受付	令和8年8月3日（月）～同月7日（金）
事業者説明会	令和8年8月18日（火）
募集に関する質問の受付	令和8年8月3日（月）～同年9月4日（金）
募集に関する質問への回答	令和8年9月11日（金）
参加表明書等の提出（期限）	令和8年9月18日（金）
辞退届の提出（期限）	令和8年9月25日（金）
申請書類（事業計画書等）の受付	令和8年9月28日（月）～同年10月2日（金）
申請書類受付後の辞退届の提出（期限）	令和8年10月5日（月）
審査・評価（書類審査・面接審査）	令和8年10月27日（火）
指定管理者候補者の決定	令和8年11月上旬
指定管理者指定の議案提出・審査	令和8年12月上旬
指定管理者決定の通知、告示	令和8年12月中旬
準備期間（業務委託期間、指定管理者変更時）	令和9年1月～同年3月
基本協定及び令和9年度協定の締結	
指定管理者による業務開始	令和9年4月1日（木）

第5 選定方法等について

1 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、利府町総合体育館指定管理者選定委員会において、事業計画、収支計画、申請者の能力等を総合的に評価し、最も優れた申請者を指定管理者の優先交渉権者として選定し、その後、優先交渉権者と業務内容等の協議を行い、協議が整った段階で、指定管理者候補者として決定します。

2 選定基準

- (1) 地域住民の平等な施設の利用が確保できること。
- (2) その事業計画の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) 情報公開、個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。

3 指定管理者の指定及び選定結果の公表

令和8年利府町議会12月定例会による議決を経て、利府町長が文書で指定し、指定後は、指定団体の名称等を告示するとともに、選定結果を町ホームページで公表します。